

令和3年5月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度5月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第6号 農地法第3条許可申請書審議について (9件)
議案第7号 農地法第5条許可申請書審議について (2件)
議案第8号 非農地証明願出書について (3件)
議案第9号 荒廃農地に係る非農地判断審議について (1件)
議案第10号 農用地利用集積計画審議について (39件)
議案第11号 日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価(令和2年度)及び目標とその達成に向けた活動計画(令和3年度)

〈 出席委員 〉(19人)

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 奥 和俊 | |
| 4番 日高 格一 | 5番 迫 千穂子 | 6番 重水 賢治 |
| 7番 馬場 五男 | 8番 山口 義廣 | 9番 野元 政博 |
| 10番 楠 眞憲 | 11番 東 芳男 | 12番 横山 義春 |
| 13番 地頭所 忠一 | 14番 池田 初男 | 15番 今屋 政市 |
| 16番 黒葛 クルミ | 17番 今村 壽久 | 18番 末永 義弘 |
| 19番 春成 勝美 | | |

〈 欠席委員 〉(1人)

- 3番 池畑 正治

〈 出席推進委員 〉(0人) コロナ感染症防止対策のため総会に招集せず

〈 欠席推進委員 〉(15人)

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 20番 佐藤 洋三 | 21番 東峯 満 | 22番 松崎 秀樹 | 23番 下池 健悟 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧間 隆男 | 27番 中玉利 一朗 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 西園 賢一郎 | 31番 鶴田 浩志 |
| 32番 田中 宏和 | 33番 藤崎 善行 | 34番 永野 彰一 | |

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|---------|
| 事務局長 | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 石塚 健一 |
| 農地調整係長 | 小園 和仁 | 農業振興係 | 立和名 いづみ |
| 農地調整係 | 梶村 海斗 | | |

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度5月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
推進委員はコロナ感染症対策のため出席を求めています。
なお、池畑委員から欠席届が提出されています。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番重水 賢治委員と、7番馬場 五男委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第6号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁から12頁をご覧ください。9件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,318㎡、作物は果樹です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は242㎡、作物は野菜です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は9,373㎡、作物は水稻です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,326㎡、作物は野菜です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,225㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は32,005㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は使用貸借権設定、権利取得後の経営面積は3,202㎡、作物は水稻です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は29,845㎡、作物は水稻です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,370㎡、作物は野菜です。
以上、計9件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、議案第6号の番号1及び番号2につきましては、事務局の方で代読させていただきます。

事務局 議案第6号の番号1について報告いたします。
令和3年5月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局 議案第6号の番号2について報告いたします。
令和3年5月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第6号の番号3について報告いたします。

令和3年5月19日、私と副の馬場（五）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第6号の番号4について報告いたします。

令和3年5月26日、私と副の末永委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第6号の番号5について報告いたします。

令和3年5月23日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第6号の番号6について報告いたします。

令和3年5月23日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第6号の番号7について報告いたします。

令和3年5月21日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第6号の番号8について報告いたします。

令和3年5月19日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第6号の番号9について報告いたします。

令和3年5月19日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第6号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第6号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第6号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第7号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の13頁をご覧ください。2件です。

番号1の転用目的は、車庫、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお番号1は、申請地北側の隣接地の宅地3188番1を同時に購入し、その宅地部分に一般住宅を建設し、申請地に車庫を建築し、申請地を含めた一体利用地は、一般住宅の建築とみなされ、全体面積808.57㎡で、一般住宅建築の概ね500㎡を超えておりますが、宅地部分の北側はがけ地部分で、宅地として利用できる面積は、549.57㎡である旨の超過理由書も添付されているため適当であると考えます。

番号2は、令和3年1月の総会で農用地区からの除外の審議をし、令和3年4月5日付けで変更決定されております。

以上、計2件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、議案第7号の番号1につきましては、事務局の方で代読させていただきます。

事務局 議案第7号の番号1について報告いたします。

令和3年5月21日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第7号の番号2について報告いたします。

令和3年5月19日、私と副の山口委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第7号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第7号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第7号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第8号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

いずれの案件も、20年以上経過した宅地です。

なお番号3については、現在登記名義人は、願出人の父名義であります。昨年8月に死亡されており、地目変更後に申請人に名義変更することです。また、相続関係の戸籍謄本等も添付されております。

以上、計3件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第8号の番号1について報告いたします。
令和3年5月21日、私と副の今屋委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第8号の番号2について報告いたします。
令和3年5月21日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第8号の番号3について報告いたします。
令和3年5月21日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第8号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第8号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第8号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第9号荒廃農地に係る非農地判断審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをご覧ください。
議案第9号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。日吉町日置9316番 登記地目は畑、登記面積は638㎡、現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。
以上、畑1筆、面積638㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないと、判断しました。
ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第9号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第9号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第10号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 23頁の番号5、番号6です。貸借です。

面積について、田は4,430㎡、畑はなし、計4,430㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第10号の山口委員が関係する番号5、番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第10号の山口委員が関係する番号5、番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、総会資料の訂正をお願いいたします。24頁の番号10です。

こちらは、契約内容が粃3kgとなっておりますが、精米したもので3kgということでした。

訂正をお願いいたします。

それでは説明に入ります。

23頁の番号8、24頁の番号10です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田は925㎡、畑はなし、計925㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第10号の横山委員が関係する番号8及び番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第10号の横山委員が関係する番号8及び番号10の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 議案第10号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の22頁から29頁です。貸借です。

面積について、田は10,885㎡、畑は37,827㎡、計48,712㎡、うち再設定面積は7,142㎡、利用権設定件数は26件、うち再設定件数は6件です。

次に、農地中間管理機構分です。資料の30頁から31頁です。貸借です。

面積について、田は6,074㎡、畑は1,722㎡、計7,796㎡、うち再設定面積は1,074㎡、利用権設定件数は10件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第10号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第10号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第7、議案第11号「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価（令和2年度）及び目標とその達成に向けた活動計画（令和3年度）審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料は32ページからになります。

議案第11号「日置市農業委員会の適正な事務実施に基づく点検・評価（令和2年度）及び目標とその達成に向けた活動計画（令和3年度）の審議について」でございます。

これにつきましては、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会は、毎年、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うとなっており、1月の総会においてご承認いただきました「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づいての各年度計画となります。

議案内容につきましては、3月定例総会時にご説明いたしましたので、省略させていただきます。

4月13日から5月12日まで、ホームページ等でパブリックコメントを実施したところでございますが、何らご意見等はありませんでした。

以上報告いたします。

ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第11号について、原案のとおり決定しました。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理にお願いします。
2番 令和3年度5月総会を閉会します。

(閉会 9時40分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

6 番

7 番